

川崎市議会議会改革検討委員会の設置について

(設置)

- 1 川崎市議会会議規則(昭和31年川崎市議会規則第1号)第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

(名称)

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会(以下「検討委員会」という。)とする。

(目的)

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

(構成員)

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

(招集権者)

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

(設置期間)

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。

川崎市議会議会改革検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第4項の規定に基づき、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

(組織等)

第3条 検討委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員4人をもって組織する。

- 2 委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各会派から1人ずつ選出する。
- 3 会派は、委員長、副委員長及び委員を選出又は変更しようとするときは、議長に届け出るものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、検討委員会の設置期間とする。ただし、補欠委員（委員長及び副委員長を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。
- 6 委員に事故等があるときは、当該委員の属する会派は、代理の議員を出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、次条第2項に規定する委員の出席とみなす。

(運営等)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議事を主宰する。

- 2 検討委員会は、原則として、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。
- 5 検討委員会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。
- 6 検討委員会は、原則公開とし、一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、常任委員会の例による。

7 検討委員会における議員傍聴については、これを認める。

(結果等の報告)

第5条 委員長は、協議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 記録の作成方法は、常任委員会の例による。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

議会改革検討委員会協議項目

(29.04.20 現在)

1 前期からの申し送り事項

- 会期の見直し (29.03.03 協議終了 報告書取りまとめ)

2 議会運営委員会で提案された事項

- 議決事項の見直し
- 市民（議会）報告会の検討
- 常任委員会における重点調査項目の選定
(28.12.13 決定 28.12.14 議運決定)
- 水道企業団議会、後期高齢者医療広域連合議会、競馬組合議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告
(28.01.28 決定 28.02.09 議運決定)
- 委員会資料の事前配布の検討 (協議中)
- 特別委員会の設置 (29.03.03 決定 29.03.09 議運決定)
- 常任委員会の所管局の見直し
(所管局及び名称関係 : 28.01.28 決定 28.02.09 議運決定)
(区常任委員会関係 : 28.08.25 協議終了 28.10.14 議運決定)
- 文書質問制度
- 議案の提出のあり方（指定管理議案など）
- 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討
- 同意人事案件への議会の関与のあり方
(29.03.03 協議終了 報告書取りまとめ)
- 委員会への資料提出のあり方
(28.12.13 決定 28.12.14 議運決定)
- 請願、陳情審査の結論のあり方
- 請願、陳情の意見陳述の機会の付与

議会改革検討委員会の協議経過

回数	開催日	日 程 事 項	概 要
—	平成 27 年 9 月 11 日(金)	第 3 回定例会（第 4 日） 議会改革検討委員会設置	会議規則第 131 条第 2 項に 基づく協議・調整の場として 設置
1	10 月 2 日(金)	1 検討委員会の運営について 2 今後の検討委員会の運営について 3 その他	・ 運営方法等の確認 ・ 次回検討項目の決定
2	11 月 4 日(水)	1 検討課題の協議 (1) 会期の見直しについて (2) 水道企業団議会、後期高齢者医療広域 連合議会、競馬組合議会の各議会におけ る審議状況等の常任委員会への報告 (3) 常任委員会の所管局の見直し 2 その他	(1)協議 (2)協議 (3)協議
3	12 月 15 日(火)	1 検討課題の協議 (1) 会期の見直しについて (2) 水道企業団議会、後期高齢者医療広域 連合議会、競馬組合議会の各議会におけ る審議状況等の常任委員会への報告 (3) 常任委員会の所管局の見直し 2 その他	(1)協議 (2)協議終了⇒報告書案作成 ・ 次回から「特別委員会の設 置」の協議
4	平成 28 年 1 月 28 日(金)	1 検討課題の協議 (1) 水道企業団議会、後期高齢者医療広域 連合議会、競馬組合議会の各議会におけ る審議状況等の常任委員会への報告 (2) 会期の見直しについて (3) 常任委員会の所管局の見直し (4) 特別委員会の設置 2 その他	(1)報告書案確認⇒議長提出 (2)協議 (3)「常任委員会の所管局の 見直し案」による議長宛て の報告を決定(区常任委員 会の設置については引き 続き協議) (4)協議
5	2 月 19 日(金)	1 検討課題の協議 (1) 会期の見直しについて (2) 常任委員会の所管局の見直し (3) 特別委員会の設置 2 その他	(1)協議 (2)協議 (3)協議
6	3 月 18 日(金)	1 検討課題の協議 (1) 会期の見直しについて (2) 常任委員会の所管局の見直し (3) 特別委員会の設置 2 その他	(1)協議⇒協議の一時保留を 決定 (2)協議 (3)協議

7	5月19日(木)	<p>1 検討課題の協議</p> <p>(1) 常任委員会の所管局の見直し</p> <p>(2) 特別委員会の設置</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)協議</p> <p>(2)協議⇒横浜市会の視察を提案</p> <p>・次々回から「委員会資料の事前配布の検討」及び「委員会への資料提出のあり方」を一括して協議</p>
8	7月14日(木)	<p>1 検討課題の協議（視察）</p> <p>(1) 特別委員会の設置</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)横浜市会を視察</p>
9	8月25日(木)	<p>1 検討課題の協議</p> <p>(1) 常任委員会の所管局の見直し</p> <p>(2) 特別委員会の設置</p> <p>(3) 委員会資料の事前配布の検討</p> <p>(4) 委員会への資料提出のあり方</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)協議終了⇒報告書案作成</p> <p>(2)協議</p> <p>(3)(4)一括して協議</p> <p>・次回新たに着手する検討項目を協議</p>
10	10月17日(月)	<p>1 検討課題の協議</p> <p>(1) 特別委員会の設置</p> <p>(2) 委員会資料の事前配布の検討</p> <p>(3) 委員会への資料提出のあり方</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)協議</p> <p>(2)(3)一括して協議</p> <p>・「常任委員会の所管局の見直し」報告書が、10月14日の議運で確認・了承されたことを報告</p> <p>・次回から「常任委員会における重点調査項目の選定」の協議</p>
11	11月18日(金)	<p>1 検討課題の協議</p> <p>(1) 特別委員会の設置</p> <p>(2) 委員会資料の事前配布の検討</p> <p>(3) 委員会への資料提出のあり方</p> <p>(4) 常任委員会における重点調査項目の選定</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)次年度から税財政関係の特別委員会の設置を目指すことで意見が一致、引き続き運営について協議</p> <p>(2)(3)一括して協議</p> <p>(3)協議終了⇒報告書案作成</p> <p>(4)協議終了⇒報告書案作成</p> <p>・次回から「会期の見直し」の協議再開</p>
12	12月13日(火)	<p>1 検討課題の協議</p> <p>(1) 特別委員会の設置</p> <p>(2) 委員会資料の事前配布の検討</p> <p>(3) 委員会への資料提出のあり方</p> <p>(4) 常任委員会における重点調査項目の選定</p> <p>(5) 会期の見直し</p> <p>2 その他</p>	<p>(1)協議</p> <p>(2)協議</p> <p>(3)報告書案確認⇒議長提出</p> <p>(4)報告書案確認⇒議長提出</p> <p>・次回から「同意人事案件への議会の関与のあり方」の協議</p>

13	平成 29 年 2 月 9 日 (木)	1 検討課題の協議 (1) 委員会資料の事前配布の検討 (2) 特別委員会の設置 (3) 会期の見直し (4) 同意人事案件への議会の関与のあり方 2 その他	(1)協議 (2)協議 (3)協議 (4)協議
14	2 月 17 日 (金)	1 検討課題の協議 (1) 特別委員会の設置 2 その他	(1)設置案及び要領案の提示 ⇒協議
15	2 月 23 日 (木)	1 検討課題の協議 (1) 特別委員会の設置 2 その他	(1)設置案及び要領案の確認 ⇒決定、協議終了⇒報告書案作成
16	3 月 3 日 (金)	1 検討課題の協議 (1) 特別委員会の設置 (2) 会期の見直し 2 その他	(1)報告書案確認⇒議長提出 (2)協議終了⇒報告書案作成 ・「同意人事案件への議会の関与のあり方」について、 協議終了⇒報告書案作成